

研究に係る資料及び情報等の保管

保管すべき期間

以下の中で一番遅い日まで保管する

- ◆ 研究計画書で規定された保管期間
- ◆ 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針で規定された期間
少なくとも当該研究の終了後5年を経過した日
又は
当該研究の結果の公表後3年を経過したいずれか遅い日まで
- ◆ 臨床研究法で規定された期間
特定臨床研究が終了した日から5年間
- ◆ 京都大学における規定
（「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」）
当該論文等の発表後少なくとも10年

保管すべき文書

- ◆ [モニタリング報告書・チェックリストテンプレート「記録の保管」参照](#)